

# 一人親方の労災保険料等の 分割納入制度始めました

平成 26 年度から、労災保険料等の年 11 回分割納入制度の取り扱いを開始しました。

## 1. 分割納入の条件

- (1) ご指定の金融機関の口座より毎月自動引落をいたします。  
金融機関への手続きは当組合で実施いたします。
- (2) 年 960 円の分割納付手数料をご負担いただきます。

## 2. 分割納入のメリット

- (1) 口座振替となるため振込手続きの煩わしさから解消され、振込手数料がかかりません。
- (2) 労災保険料等を 11 回分割で納入することで、資金繰り等の負担が軽減されます。
- (3) ご希望に応じていつでも口座振替の停止ができます。  
(口座振替を停止した際は、年間費用の残りの差額分を振込いただきます。)

## 3. その他ご注意事項

- (1) 労災保険料は毎年 1 月までに 1 年間の保険料を国に納付する必要があります。このため、3 月から翌年 1 月の 11 ヶ月間で、労災保険料、協会費、委託手数料の 12 分の 1 の金額を、3 月は 2 ヶ月分、4 月から 1 月については、1 ヶ月分を毎月口座引落させていただきます。  
また、特別加入の脱退を希望された場合は、前払済みの労災保険料等をご返金致します。

| 口座振替月               | 3 月     | 4 月     | 5 月     | 6 月     | 7 月     | 8 月     | 9 月     | 10 月    | 11 月    | 12 月    | 1 月     |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 労災保険料               | 4・5 月分  | 6 月分    | 7 月分    | 8 月分    | 9 月分    | 10 月分   | 11 月分   | 12 月分   | 1 月分    | 2 月分    | 3 月分    |
| 協会費<br>手数料<br>振込手数料 | 2,712 円 | 1,356 円 | 1,356 円 | 1,356 円 | 1,356 円 | 1,356 円 | 1,356 円 | 1,356 円 | 1,356 円 | 1,356 円 | 1,356 円 |

- (2) 口座振替日は毎月 6 日です。なお、毎月 20 日頃に保険料等の領収書、並びに翌月口座振替金額のお知らせをお送りいたします。
- (3) 口座振替ができなかった場合は、別途納入方法と納入期日をお知らせいたします。  
なお、所定の期日までにご納入いただけない場合は、労災保険特別加入は脱退となり、労災保険の適用は受けられなくなります。
- (4) 年度途中に加入の方は、銀行へのお手続きの関係で加入月に 2 ヶ月分の保険料と手数料をお支払い下さい。その後は、口座振替にて引落させていただきます。

## 4. ご連絡・お問い合わせ先

一般社団法人北労働基準協会 建設・運送・芸能自営業組合

〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1

電話 (052) 962-0421 FAX (052) 955-6858